

## 運輸安全委員会は、令和5年7月27日(木)、80件の船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 区分       | 事故: 重大 1、重大・軽微以外 29、軽微 35<br>計 65件  | インシデント: 重大 0、重大・軽微以外 2、軽微 13<br>計 15件               |
| 事故等種類(件) | 衝突 17、乗揚 16、衝突(単) 13、死傷等 10、転覆 4、火災 2、<br>浸水 1、施設等損傷 2<br>計 65件               | 運航不能 15(機関故障 10、燃料供給不能 3、絡索 1、<br>推進器故障 1)<br>計 15件 |
| 関係船舶(隻)  | 漁船 33、プレジャーボート 22、貨物船 11、タンカー 4、<br>水上オートバイ 4、遊漁船 3、旅客船 3、作業船 2、引船 2<br>計 84隻 | プレジャーボート 7、貨物船 4、漁船 3、旅客船 1<br>計 15隻                |
| 死傷者等(人)  | 死亡 2、行方不明 1、重傷 7、軽傷 25<br>計 35人   |   |

上記事故のうち、東京(委員会事務局)及び神戸事務所の船舶事故調査報告2件について、“概要版”を作成しました  
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

### ① 貨物船A(499トン)遊漁船B(15トン)衝突

千葉県九十九里町南東方沖において、北東進中の貨物船Aと西南西進中の遊漁船Bが衝突し、遊漁船Bの船長、乗組員及び釣り客8人が負傷した

### ② 水上オートバイ(0.2トン)同乗者負傷

大阪府阪南市沖において、水上オートバイが北東進中、同乗者1人が落水して負傷した

## 海難防止への インフォメーション

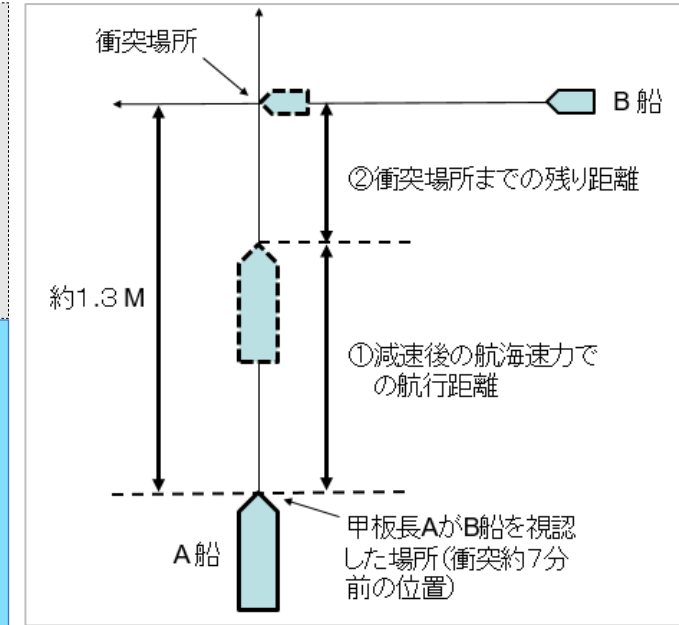
# ① 貨物船A(499トン)遊漁船B(15トン)衝突

(千葉県九十九里町南東方沖において、北東進中の貨物船Aと西南西進中の遊漁船Bが衝突した)

### 【事故概要】

千葉県九十九里町南東方沖において、貨物船A(499トン、5人乗組、菜種かす約1200t積載)は、北東進中、また、遊漁船B(15トン、2人乗組、釣り客12人乗船)は、西南西進中、両船が衝突し、B船の船長、乗組員及び釣り客8人が負傷した

【発生日時】 令和3年2月23日 11時49分ごろ  
 【発生場所】 千葉県九十九里町南東方沖  
 【死傷者】 **重傷2人(B船:釣り客)**  
 軽傷8人(B船:釣り客6、船長、乗組員)  
 【損傷等】 A船:右舷外板中央部に凹損及び長さ約34mの擦過傷  
 B船:船首部に圧壊



A船の操船に関するモデル図

甲板長Aが、B船を認めた時点で減速すればB船との衝突を回避することは可能であった

### 《原因・背景等》

- ◎ 甲板長Aは、B船を右舷船首方に認めた際、① 漁船及び遊漁船がいつも自船を避けてくれているから、B船も自船を避けてくれると思い、また、② 当時、C船が右舷船首方向から接近していたので、自船が右転してB船を避航するのは危険と判断したため、同じ針路及び速力で航行した
- ◎ 船長Bは、① 操舵室前面の窓ガラスに波しぶきが打ち付けられて前方の見通しが十分に確保できない中、A船及びC船をレーダー及び目視で認めた際、両船の船首方をそれぞれ安全に通過できると判断し、また、② その後、海面反射の影響により、レーダー画面で両船が識別できなくなった際も、両船の船首方を安全に通過できると思い、同じ針路及び速力で航行した

### 《再発防止策》

- (1) 船長及び当直者は、接近する船舶の動きについて、自身の経験に基づく思い込みで判断することなく、目視及びレーダーにより継続的に監視し、レーダーのARPA機能を有効に活用するなど、適切な見張りを行うこと
- (2) 船長及び当直者は、接近する船舶の針路及び速力に変化がない場合には、早めに自船の針路及び速力を変更するなど、十分に余裕のある時機に衝突を回避するための措置をとること
- (3) 小型船の船長は、操舵室の窓ガラスに波しぶきが打ち付けられることにより見通しが悪化する状況においては、操舵室の横窓を開けて目視による見張りを行い、レーダーを備えている場合には、適切に調整して使用すること

